

季節性インフルエンザ流行に備えた体制整備について

○趣旨

例年、季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生しており、今年度も同程度の発熱患者が発生することを想定して対策を講ずる必要があります。これまでの医学的知見に基づけば、季節性インフルエンザと COVID-19 を臨床的に鑑別することは困難であることが指摘されています。

このような状況を踏まえ、今後のインフルエンザ流行を見据えた体制整備を進めていくことが求められています。

○概要

発熱等の症状が生じた場合には、まずはかかりつけ医に電話相談し、県の指定を受けた「診療・検査医療機関」で受診するという体制が求められております。本県においては、かかりつけ医のいる方はかかりつけ医に、いない方はコールセンターに電話相談する体制がもともとありますので、その対応を継続し、今回指定をする「診療・検査医療機関」の受診につないでいくこととなります。

県の指定を受けた「診療・検査医療機関」が、発熱患者等専用の診察室を設けた上で、住民に周知し、又は地域の医療機関等と情報共有し、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合には、外来診療・検査体制確保に要する費用が補助されることとなっております。

【補助基準額】 13,447円×(発熱患者等の想定受診患者数※-実際の発熱患者等の受診患者数)

※1日あたり20人が上限

※自院のかかりつけ患者や自院に相談のあった患者のみを受け入れる場合は、1日あたり5人が上限

※実際の発熱患者等の受診患者数が0人の月は補助額は1/2

「診療・検査医療機関」の指定については、これまでの「帰国者・接触者外来」及び「検査協力医療機関」のすべてを「診療・検査医療機関」として指定(10月1日付け)することとしています。